

平28福情答申第7号

平成28年11月21日

福岡市長 高 島 宗一郎 様

(博多区総務部総務課)

福岡市情報公開審査会

会 長 田 邊 宜 克

(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する異議申立てについて (答申)

福岡市情報公開条例の一部を改正する条例 (平成28年福岡市条例第7号) による改正前の福岡市情報公開条例 (平成14年福岡市条例第3号) 第20条第2項の規定に基づき, 平成27年12月24日付け博区総第198-002号により諮問を受けました下記の異議申立てについて, 別紙のとおり答申いたします。

記

「平成27年国勢調査に係る特定調査区を担当した調査員及び指導員の全ての氏名と住所連絡先 (個人情報を除く)」の非公開決定の件

答 申

第1 審査会の結論

「平成27年国勢調査に係る特定調査区を担当した調査員及び指導員の全ての氏名と住所連絡先（個人情報を除く）」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

第2 異議申立ての趣旨及び経過

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、平成27年11月24日付け博区総第188-001号で実施機関が異議申立人に対して行った本件決定に対する内容及び理由の説明が不十分であり、不服があるとのことである。

2 異議申立ての経過

- (1) 平成27年11月12日、異議申立人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 平成27年11月24日、実施機関は、条例第11条第2項の規定により本件決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- (3) 平成27年11月30日、異議申立人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人及び実施機関の主張の要旨

1 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書、反論意見書及び平成28年8月31日の口頭意見陳述において、概ね次のとおり主張している。

(1) 本件請求に至った経緯

異議申立人は、総務企画局企画調整部統計調査課及び博多区総務部総務課

(以下「区総務課」という。)に対して、平成27年国勢調査における特定調査区を担当した指導員の氏名の教示及び当該指導員との面会を求めたが、区総務課からは、当該指導員の氏名の公開については情報公開制度を利用するよう回答がなされるとともに、面会については現時点ではその必要性を感じていない旨の回答がなされたため、異議申立人は、本件請求を行った。

(2) 異議申立書における主張

ア 異議申立人が行った上記(1)の依頼に対し、区総務課が公文書公開請求を案内したことに疑問を感じている。

イ 実施機関は、本件対象文書として、「平成27年国勢調査 国勢調査員名簿」及び「平成27年国勢調査 国勢調査指導員名簿」を示している。そして、本件非公開決定通知書には、「対象文書については、国から不開示とする旨通知されているため」との記載があり、条例第7条第6号に該当するとして、本件決定が行われている。

しかし、区総務課の口頭での説明では、国の不開示とする旨の通知が国のどの部署からであるのかわからず、また、非公開とする旨が具体的に理解できず、不十分である。

ウ したがって、本件決定に不服があり、条例第1条の目的に反すると考えて、本件異議申立てを行うものである。

(3) 反論意見書及び口頭意見陳述における主張

ア 弁明意見書において、本件における国家公務員の個人情報には例外なく公開できないと結論付けられていたので、これ以上議論の余地がないとも思ったが、本件請求に至った経緯の説明、主張等を行うこととする。

イ 本件請求に至った経緯については、上記(1)記載のとおりである。なお、異議申立人が当初求めていたのは、「調査員及び指導員との面談・問い合わせ」であり、調査員や指導員の個人情報を求めていた訳ではない。区総務課は、公文書公開請求をすれば非公開になると分かっている、公文書公開請求を案内し、異議申立人との接触を断とうとしたのではないかと考えられる。

ウ 調査員については、訪問の際に身分証明書を携帯しており、担当調査員の名前と連絡先は知っている。しかし、指導員については、区総務課に、身分が市の職員であるのか、自治会の方等であるのかも教えてもらえなかった。

エ 異議申立人が情報公開の点で最も問題と思っていることは、国勢調査の際、区総務課長の独断で調査日程及び調査方法等を変更していることを博多区長、市長、県、総務省、博多区民に知らせることなく、調査方法の基準として、国の基準と博多区の基準が二つ存在していたということである。

この点については、市議会に陳情書を提出したが、市ホームページに掲載された陳情書において、市職員の氏名は公開、国家公務員の氏名は非公開であった。なお、陳情者である自分の名前が公開されており、市の担当課に確認したところ、事務手続きの誤りということでお詫びがあり、今は消されているということもあった。この点についても、情報公開、個人情報の保護としてどのように解釈すればよいか、理解に苦しむところであり、個人情報の取扱いについて、市の対応には矛盾があり納得できない。市の対応は杜撰である。

2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成28年6月20日の口頭意見陳述等において、概ね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件決定は、実施機関が、条例に基づき、慎重に判断した上で行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

(2) 国勢調査員と国勢調査指導員について

「国勢調査員」（以下「調査員」という。）及び「国勢調査指導員」（以下「指導員」という。）は、統計法の規定により行われる国勢調査を実施するため、総務大臣に任命された非常勤の国家公務員である。

調査員は、調査票の配布や調査関係書類の作成等を行い、指導員は、国勢調査員に対する指導、調査票及び調査関係書類の検査等を行う。

(3) 本件対象文書について

本件対象文書である「平成27年国勢調査員名簿」（以下「調査員名簿」という。）及び「平成27年国勢調査指導員名簿」（以下「指導員名簿」という。）は、総務大臣が調査員及び指導員を任命するに際し、本市が法定受託事務として作成した名簿である。当該名簿には、氏名、年齢及び担当調査区番号等が記載されている。なお、総務大臣が調査員及び指導員に任命した後に、担当調査

員又は指導員として当該調査員又は指導員の住所及び電話番号を記した公文書は存在しない。

(4) 本件決定を行うに至った理由

ア 国勢調査に関する事務は、国勢調査令第16条により、地方自治法第2条第9項第1号に規定する法定受託事務と規定され、その処理基準が総務省統計局から「平成27年国勢調査に関する事務の処理基準」（以下「処理基準」という。）として示されている。

処理基準においては、調査関係書類について（国の制度における）開示請求があった場合の不開示とする調査関係書類の中に、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第5条各号に規定する不開示情報が含まれている書類」が示されている。

本件対象文書に記載されている氏名及び年齢は、情報公開法第5条第1号に規定する「特定の個人を識別することができる情報」であり、同号ただし書のいずれにも該当しないため、処理基準において不開示とする調査関係書類に該当する。

イ また、「行政機関の保有する統計関係文書の公開に関するガイドラインについて（平成21年4月1日各府省統計主管課長等会議申合せ）」（以下「ガイドライン」という。）においては、「統計調査員の名簿に記載された統計調査員の氏名、年齢、住所等の個人に関する情報については、情報公開法第5条第1号の特定の個人を識別することができる情報であり、同号ただし書のいずれにも該当しないと解され、不開示とする。」と示されている。

ウ よって、実施機関は、本件請求に係る本件対象文書については、条例第7条第6号の「実施機関が法律上従う義務を負う国等の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報」に該当すると判断し、非公開決定を行ったものである。

第4 審査会の判断

上記の異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書の特定について

(1) 異議申立人が求める本件対象文書は、「平成27年国勢調査に係る特定調査区

を担当した調査員及び指導員の全ての氏名と住所連絡先（個人情報を除く）」である。

(2) 実施機関によると、異議申立人が求める対象文書として実施機関が本件決定時に特定した本件対象文書は、調査員名簿及び指導員名簿であるとのことである。

(3) 当審査会において、実施機関が特定した本件対象文書を見分したところ、調査員名簿は「通し番号」、「氏名」、「性別」、「年齢」、「国勢調査員経験回数」、「担当調査区番号」、「相互協力の「通し番号」」及び「備考」の欄で構成されており、指導員名簿は「通し番号」、「氏名」、「性別」、「年齢」、「担当調査区番号（主番号）」及び「備考」の欄で構成されていた。

よって、当審査会としては、2つの名簿に異議申立人が求める調査員及び指導員の氏名が記載されていることから、実施機関が当該名簿を調査員及び指導員の氏名が記載された文書の本件対象文書として特定したことは妥当と判断するものである。

(4) しかし、当該2つの名簿には、異議申立人が求める「住所連絡先」すなわち「住所及び電話番号」の記載がなかったため、当審査会において、実施機関に対して公文書の存否について確認したところ、総務大臣が調査員及び指導員に任命した後に、担当調査員又は指導員として当該調査員又は指導員の住所及び電話番号を記した公文書は存在しないとのことであった。その一方で、総務大臣が特定調査区の調査員又は指導員として任命する前に、これらの者が選考要件に該当することを誓約するとともに、市長が確認のため必要に応じ官公庁へ照会すること及び調査員又は指導員として従事することを承諾する旨を記載した「承諾書」を提出していること、また、当該承諾書に、これらの者の住所、電話番号が記載されていることが認められた。さらに、当該承諾書については、実施機関が、調査員又は指導員と連絡を取る際に活用しているとのことであった。

よって、当審査会としては、2つの名簿に加えて、承諾書についても、本件対象文書であると特定するものである。

(5) 以下、当審査会が、本件対象文書として特定した調査員名簿及び指導員名簿並びに承諾書について、条例第7条第6号に規定する非公開情報に該当するか

否かの検討を行う。

2 条例第7条第6号について

条例第7条第6号（以下「第6号」という。）は、法令等若しくは本市の議会の会議規則の規定又は実施機関が法律上従う義務を負う国等の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報を非公開情報として規定している。

「実施機関が法律上従う義務を負う国等の機関の指示」とは、法定受託事務の処理に関する地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の7の規定による指示など、法律又はこれに基づく政令に根拠を有し、実施機関を法的に拘束するものをいい、「公にすることができないと認められる」とは、法令等の規定が公にすることを明らかに禁止している場合はもとより、法令等の趣旨及び目的から当然に公にすることができないと認められる場合をいう。

3 第6号該当性について

(1) 福岡市が行うこととされている国勢調査に関する事務については、国勢調査令（昭和55年政令第98号）第16条第2項の規定において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務であると規定されていることが認められた。

また、本件請求に係る事務として、国勢調査令第6条第3項に国勢調査員の担当地域の設定及び指定に関する事務、同令第15条第2項第1号に国勢調査指導員及び国勢調査員の候補者の推薦に関する事務が掲げられており、これらの規定に基づき、本件対象文書が作成されたと認められる。

よって、本件対象文書は、第1号法定受託事務として実施機関が作成したものであると認められる。

(2) 次に、本件対象文書が、国等の機関の指示により、公にすることができないと認められる第6号の非公開情報に該当するか否かを検討する。

ア 前述(1)のとおり、法定受託事務と規定された福岡市が行うこととされている国勢調査に関する事務については、総務省統計局から処理基準が示されており、当該処理基準において、調査関係書類について（国の制度における）開示請求があった場合、不開示とする調査関係書類の中に、「情報公開法第5条各号に規定する不開示情報が含まれている書類」が示されていることが

認められた。

加えて、ガイドラインにおいても、本件対象文書である調査員名簿及び指導員名簿（すなわち、統計調査員の名簿）については、「統計調査員の名簿に記載された統計調査員の氏名、年齢、住所等の個人に関する情報については、情報公開法第5条第1号の特定の個人を識別することができる情報であり、同号ただし書のいずれにも該当しないと解され、不開示とする」ことが示されていることが認められた。

イ 以上のことから、本件対象文書は、処理基準において不開示とする調査関係書類に該当するものと認められ、国等の機関の指示により、公にすることができないと認められる第6号の非公開情報と判断した実施機関の判断は妥当であると判断する。

4 異議申立人のその他の主張について

実施機関の国勢調査の方法の違法・不当性の判断については、当審査会の事務分掌を超えるものである。

5 付言

当審査会としては、本件結論に至る判断とは別に、以下のとおり付言する。

本件決定時において、実施機関が本件決定を行う理由として掲げた第6号の非公開事由の根拠となる法令等については、異議申立人主張のとおり、本件決定時に具体的に明記する又は口頭で説明する等を行うべきであったと思料する。今後、実施機関においては、適切な対応を求めるものである。

以上により、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年12月25日	実施機関からの諮問
平成28年 2月29日	実施機関から弁明意見書の提出
平成28年 5月31日	異議申立人から反論意見書の提出

平成28年6月20日（2部会）	実施機関の口頭意見陳述，審議
平成28年8月31日（2部会）	異議申立人の口頭意見陳述
平成28年9月26日（2部会）	審議
平成28年10月25日（2部会）	審議

第6 答申に関与した委員

田邊宜之，勢一智子，錦谷まりこ，北坂尚洋